

警 察 署 協 議 会 会 議 録

名 称	大 阪 府 東 成 警 察 署 協 議 会	
開催日時	令和3年11月29日（月） 午後2時00分から 午後4時00分までの間	
開催場所	大阪府東成警察署 講堂	
出席者	委員	清水会長 奥村委員 鈴木委員 樽口委員 岡本委員 藤本委員 前田委員 菅田委員
	警察	署長 副署長 総務課長 会計課長 生活安全課長 地域課長 刑事課長 交通課長 警備課長 地域課長代理 刑事課長代理 警備課長代理 広聴相談係長
議事概要	<p>1 会長あいさつ          本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。          コロナウイルス感染症の蔓延により、協議会の活動が低調となる中、委員の3人が入れ替わり新体制となりました。          東成区は、大阪市の中でも安全なまち、安心なまちに代表されます。          しかし、犯罪がゼロであるかというとはそうではなく、いろんな事案が発生していることは確かです。          この東成区をより安全、安心な住みよいまちにしていくためには警察の方々の活動がなくてはなりませんし、我々市民もしっかりと協力していかなければならないと思います。          この協議会を通じて、より良い東成区になりますことを祈念いたしまして冒頭の挨拶とさせていただきます。</p> <p>2 署長あいさつ          コロナ禍で、去年の春から全く警察署協議会を開催できず、今日こうして皆様方とお会いすることができ、心から嬉しく思います。          今回新たに委員に委嘱させていただいた方がおられますので、警察署協議会が発足したいきさつについてご説明させていただきます。          平成11年に相次いだ警察の不祥事を受けて警察刷新会議が設置され、その中での議論に基づき、警察法の一部を改正した上で、警察署に警察署協議会を置くことになりました。          警察法には、警察署協議会は警察署の管轄区域内における警察の事務の処理に関し、警察署長の諮問に応ずるとともに警察署長に対して意見を述べる機関とすると明記されております。          本日は、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>3 報告事項</p>	

- (1) 犯罪抑止戦略官  
管内における犯罪発生概況
- (2) 交通課長  
管内における交通事故発生概況
- (3) 生活安全課長  
特殊詐欺等の犯罪被害に遭わないための留意事項
- (4) 警備課長  
地震、台風等自然災害に対する基礎知識、心構え等

#### 4 議事

- (1) パトロール要望等に関する

**【委員】**

今里小学校の教頭先生から「裏庭の枝が折られたりしており、夜間侵入者がいる」との相談を受けた。学校としても対策を考えているようであるが、警察によるパトロール強化等できるのか。

また、今里小学校だけでなく、区内の小中学校等に対し、取組みが可能なものがあれば教えて欲しい。

**【警察】**

パトロールを強化するほか、侵入者を発見した際には、検挙等のしかるべき対応をいたします。

区内の小中学校ができる取組みにつきましては、学校側と連携を取りながら対応していきたいと考えます。

- (2) パトロール要望等に関する

**【委員】**

深江北3丁目周辺は工場街であり、夜になると住宅の灯りが無く暗いので夜間、周辺を警戒していただくことは可能か。

**【警察】**

地域課が通常勤務を通じてパトロールを行います。

街灯の設置については、東成区役所市民協働課が担当であり、問い合わせたところ、街頭の設置は申請があれば可能であり、ポール等設置する場合の設置費用、維持管理費用は全額申請者の負担となるそうです。

- (3) 不法投棄に関する

**【委員】**

ゴミ捨て場が指定されているにもかかわらず、空き家の前にゴミを捨てられていることがあり、環境事業局に相談したところ、不法投棄なので警察に連絡するように教示された。

こういった場合警察はどのような対応をとるのか。

**【警察】**

マナー違反である場合は、町会等で、注意文書の回覧や町会掲示板への掲示等により、住民の意識付けを図ることが重要かと思えます。

警察の対応といたしましては、通報を受ければ警察官を現場臨場させて状況を確認し、必要な捜査を実施して犯人を検挙します。

- (4) 交通規制等に関する

**【委員】**

議 事 概 要	<p>長堀通りの中本病院がある辺りから西方向の歩道が茶色と白色に色分けされているが、自転車専用や自転車の駐輪禁止等、色分けの理由があれば教えて欲しい。</p> <p><b>【警察】</b> この歩道の色分けは、道路管理者である大阪市建設局の施策ですので、大阪市建設局に問い合わせたところ、自転車の通行部分をカラー舗装で視覚的に区別し、自転車と歩行者を分離して事故防止に努めているとのことでした。</p> <p>(5) 駐車取締りに関する</p> <p><b>【委員】</b> 駐車違反の黄色いシールを貼られた場合、出頭して反則切符を切られると反則金を支払う上に点数を引かれるが、そのまま待てば自宅に封書が送られてくるので、その際に反則金を支払えば点数は引かれないという話を聞いた。 どういった理由でそうなるのか教えて欲しい。</p> <p><b>【警察】</b> この制度は、平成18年6月に導入されたもので、あくまでも運転者への責任追求ができない場合に限り、反則切符を切られた場合に納める反則金と同じ額の放置違反金を車両使用者に納めさせて、使用者責任を果たさせることを目的としています。 駐車違反をした運転手に対し、出頭して切符措置を受け反則金の納付を求めるという制度自体に変わりはなく、運転手が自宅で待っていればよいということはありません。</p> <p>5 犯罪被害者に対する大阪府警の取組みについて</p> <p>(1) 犯罪被害者支援の経緯</p> <p>(2) 具体的取組み内容</p> <p>(3) 関係機関と連携した犯罪被害者支援</p>
---------	---